

令和7年度第2回瀬戸市子ども・子育て会議

日程：令和8年3月17日（火）

時間：午前10時30分から

会場：瀬戸市役所 北庁舎4階 庁議室

1 市長あいさつ

2 議題

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の変更について【第1号関係】
- (2) 児童福祉法の改正について（保育所等の職員による虐待に関する通報義務等）
- (3) 保育部会からの報告について
 - ・ 瀬戸市子ども・子育て支援事業計画の変更について【第1号関係】
 - ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施について【第2号及び第3号関係】
 - ・ 幼稚園の新制度移行について【第5号関係】
 - ・ 保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援について【第5号関係】

3 その他

- ・ 瀬戸市子どもの権利川柳について
- ・ 各課（公所）の令和8年度重点事業について

【参考】瀬戸市子ども・子育て会議条例（平成25年瀬戸市条例第9号）

第5条 子ども・子育て会議の担当事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 瀬戸市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業の利用定員に関すること。
- (3) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可に関すること。
- (4) 児童及び妊産婦の福祉、母子保健に関する事項について調査・審議すること。
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査・審議すること。